

平成26年12月25日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正  
に関する意見募集」への意見提出について

平成26年11月25日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと  
おり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集」に対する意見

項番	区分	該当条文	ご意見等	理由等
1	質問	会社法施行規則第百十八条	内部統制体制の運用状況について金融商品取引法の「内部統制報告制度」において求められる運用状況との異同をご教示いただきたい。	金融商品取引法上の「運用状況」との異同の明確化のため
2	質問	会社法施行規則第百十八条	内部統制体制の運用状況の概要の記載については客観的な事実のみを記載し、運用状況の評価に関して記載するかは各社の任意という理解でよいか。 また、その際の具体的な記載方法については、金融商品取引法第24条の4の4第1項でにもとづく内部統制報告書における記載と同様に、例えば、「業務の適正を確保するための体制」を記載した後に、「当該『業務の適正を確保するための体制』に則った運用を実施している」といった記載でよいか。	確認のため